



地位保全仮処分命令申立書

平成25年2月25日

大阪地方裁判所 御中

債権者代理人 弁護士 関 川 信 也



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立の趣旨

債権者が、平成25年4月1日以降3年間、債務者経営学部の特任教員の地位にあることを仮に定めるとの裁判を求める。

申立の理由

第1 被保全権利

1 当事者

債権者は債務者経営学部で教授として勤務する大学教員であり、昭和21年3月6日生まれであることから本年3月6日の到来によって67歳となる。

債権者は、昭和43年3月に大阪府立大学工学部経営工学科を卒業し、同年4月に松下電器産業株式会社に入社し、以後、松下通信工業、財団法人電気通信政策総合研究所主任研究員を経て、平成2年4月から平成7年3月まで奈良県立商科大学の助教授、同年4月から平成9年3月まで同大学教授を歴任した。そして、同年4月から現在に至るまで債務者

経営学部教授の職にある。

他方、債務者は大阪市東淀川区に校舎を構える私立大学であり、経済学部、経営学部（第1部、第2部）、情報社会学部、人間科学部の4学部で構成されている。

2 債務者における特任教員の任用基準等

債務者においては就業規則において、教員の定年は満67歳であり、定年に達したときは退職するものと定められているが、債務者に6年以上勤務し、定年退職した専任教員について、一定の基準をみたした者を特任教員として任用することができる（甲1）。この特任教員は規程上、「特任教員A」と称され、大学または研究機関等を定年退職または中途退職した者から任用される「特任教員B」と区別される。

特任教員Aの任期は3年であり、任用基準として、

- ①過去5年間に於いて専門分野における研究論文を2点以上、あるいは著書1点以上を公表し、研究が継続して行われていること、
- ②過去5年間の授業の担当および実績状況が適切であり、今後の教育活動に支障がないこと、
- ③任期中に担当する授業の時間数が、専任教員の実情と比べて著しく少ないこと、
- ④本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められることが定められている。

また、規程上、特任教員Aの任用は、特任教員推薦委員会の推薦により、各学部教授会において行い、理事会の承認を得るものとされており、特任教員推薦委員会は、学長、各学部長、教務委員長、および各研究科長によって構成し、学長は委員長となる。

その上で、特任教員Aの任用手続は以下の手続による。

- ①推薦委員会は、対象者に過去5年間の研究業績の提出を求める。

- ②教務委員長は、過去5年間の授業実績状況を委員会に報告する。
- ③学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する。
- ④推薦委員会は、対象者に本学における役職歴の提出を求める。
- ⑤推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する。
- ⑥当該教授会は、推薦された者の特任教員としての採用について審査し、候補者として決定する。
- ⑦当該教授会の学部長は、教授会で決定された候補者について理事会にただちに報告する。
- ⑧教授会で決定された候補者について理事会の承認が得られない場合は、推薦委員会において再度審査する。

もともと、特任教員推薦委員会は、必ずしも「教学」面に優れた業績のある者を「特任教員候補者」として推薦するか否かを実質審査しておらず、「特任教員任用基準」に該当するか否かの形式上の判断をするにすぎず、本人が特に反対の意向を示さない限り、推薦してきているというのが実態である。

また、教授会の選考は単に特任教員推薦委員会の推薦を形式上追認するだけというのがこれまでの実態である。

さらに、理事会における選考も教授会において選考された候補者を実質的な議論もなされずにほぼ例外なく承認してきており、とりわけ、債権者が属する経営学部においては、理事会が特任教員Aの任用を承認しなかった例はない。

債権者が知る限り、これまでに理事会が特任教員候補者の任用を承認しなかったのは全学部を通して平成17年度における人間科学部の里上

譲衛教授の1例のみであった。同教授は、当時の規程に基づいて平成16年10月29日に特任教員推薦委員会の推薦及び教授会の任用決定を受けたものの、新年度開始を目前にした平成17年3月22日に理事長が突然同教授を特任教員に任用しないことを通告するという不当なものであった。

3 債権者が特任教員Aの任用基準を満たしていたこと

債権者は、平成25年3月6日の到来をもって67歳となり、同月末で定年となるが、債務者において特任教員Aとしての任用を希望していたところ、債務者に6年以上勤務しており、以下のとおり、特任教員Aの任用基準も満たしていた。

①過去5年間における研究論文、著書

債権者は、過去5年以内に2点の著書（下記）を公表している。なお、過去5年以内の研究論文は1点であるが、参考までに紹介しておく。

・著書

2007年12月 『VEハンドブック』共著（甲2）

（「VE提案」147～152頁を担当）

2010年3月 『サステナビリティの政策と経営』共著（甲3）

（「第3章 低炭素循環型社会を目指す起業の環境経営」75～130頁を担当）

・研究論文

2007年11月 「インターネットショッピングにおけるスウェーデンと日本の学生のライフスタイルに関する比較研究」（『大阪経大論集』第58巻第5号（1～12頁））（甲4）

②過去5年間の授業の担当および実績状況

債権者の2008年度から2012年度までに授業担当は別紙「吉井康雄の担当科目の推移」のとおりであり、授業の担当および実績状況は適切であり、今後の教育活動にも支障はない。

③任期中に担当する授業の時間数

任期中に担当する授業の時間数が、専任教員の実情と比べて著しく少ないとはいえない。

④これまでの研究・教育・運営上の活動

債務者における債権者のこれまでの研究・教育・運営上の活動には何ら問題はなく、債務者の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきた。

4 債務者が債権者の特任教員Aの任用手続を不当に妨害したこと

債権者は平成24年9月28日の教授会で特任教員Aへの任用を申請することを周囲に伝えたところ、同月29日、池島教授から特任教員Aへの任用申請に関する書類ファイルをパソコンのメールに添付して送信してきた。

そこで、債権者は10月5日には井形学部長宛に特任教員Aの任用申請に必要な書類を提出した（甲5～甲7）。

ところが、井形学部長は、10月15日、債権者の研究室を訪れ、「今後の授業の件については、カリキュラム委員会の議を経て教授会で決定されることになっています。カリキュラム委員会として全員の総意で、6つの項目で授業計画を認めがたいということになりました」と述べ、推薦委員会に上程することを拒否し、特任教員Aの任用申請を辞退するよう要請してきた。

債権者が井形学部長に提出した来年度以降の授業担当計画は、現に今年度実施されている授業担当と概ね一致していることからしても（甲7）、何ら問題はないことが明らかであったため、債権者としては到底

承服できなかつた。しかも、規程上「推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する」とあるものの、その前提としてカリキュラム委員会の議を経なければならないとの規程はないこともあり、債権者は、推薦委員会への上程自体を認めない学部長の対応の不当性を訴えて譲らず、話し合いは物別れに終わった。

そして、翌日、井形学部長は、債権者にメールを送信し、カリキュラム委員会が債権者の授業計画を認めないことが「授業計画書の不備」に該当するとの強引な解釈をした上で、「徳永学長は過去の事例においても『推薦委員会が書類上の『不備』がある候補者の受理はしておらず、当然、推薦委員会の開催も不可能である、との回答が出されました」と述べ、債権者の特任教員Aの任用手続を進めていくことは不可能であると結論づけた。

前述の特任教員の任用規程においては、授業計画をカリキュラム委員会が同意することなどは要件とされておらず、授業担当計画については、学部長が教務委員長および対象者と協議の上、推薦委員会に提出するとの定めがあるに過ぎない。ましてや、教務委員会が債権者の授業担当計画を認めないことが「授業計画書」の不備にあたるといった解釈は到底成り立たないものである。

前述のように、債務者経営学部においては特任教員Aの任用を希望しながら任用されなかつた例はなかつたことからしても、井形学部長の上記のような働きかけは、理不尽極まりないものであつた。

5 特任教員任用の慣行が存在すること

労使間で慣例として行われている労働条件等に関する取扱いである労使慣行は、それが事実たる慣習として、労働契約の内容を構成するものとなっている場合に限り、就業規則に反するかどうかを問わず、法的拘束力を有するというべきである。そして、労使慣行が事実たる慣習とな

っているというためには、第1に同種の行為又は事実が一定の範囲において、長期間反復継続して行われていること、第2に労使双方が明示的に当該慣行によることを排除、排斥しておらず、当該慣行が労使双方の規範意識に支えられていることを要すると解するのが相当である。

この点、債務者経営学部においては、債権者が知る限り、特任教員Aの任用を申請して認められなかった例は全くないのであるから、同種の行為又は事実が一定の範囲において、長期間反復継続して行われていることが認められる。

そして、特任教員Aの任用に関し、特任教員推薦委員会、教授会及び理事会の意思決定はいずれも形式的であり、労使双方が明示的に当該慣行によることを排除、排斥しておらず、当該慣行が労使双方の規範意識に支えられていることが認められる。

したがって、債務者経営学部において、定年に達した教授は、本人が希望する限り特任教員Aとして任用されるという労使慣行が事実たる慣習として労働契約の内容となっていた。よって、債務者が債権者の特任教員Aへの任用を認めないとするならば、それは解雇の意思表示に該当するが、債権者には解雇事由は全く存在せず、債権者を特任教員Aとして任用しない債務者の意思表示は解雇権濫用に該当し無効である。

したがって、債権者は平成25年4月1日以降3年間、債務者経営学部の特任教員の地位を取得するものというべきである。

6 人事権の濫用

仮に、前項で述べた労使慣行が事実たる慣習となっていないとしても、債務者の人事権行使の理由、態様が著しく信義に反するものである一方、債権者が特任教授任用の期待を有しており、その期待が法的に保護されるべきものである場合には、正式の任用行為がされていない場合であっても例外的に任用行為がされたと同視することのできる場合も存すると

いべきである（宮崎地裁平成7年9月1日判決）。

本件においては、規程上、特任教員の適格性判断は、まず推薦委員会において判断されることであるが、本件においては、井形学部長が債権者の特任教員Aの任用申請を妨害し、推薦委員会の開催すらさせなかったのであるから、債務者の人事権行使の理由、態様が著しく信義に反する。

他方、債務者は当初から一貫して債務者において特任教員Aに任用されることを期待し、必要書類をすべて井形学部長に提出したのであるから、その期待は法的に保護されるべきである。

したがって、この点からも、債権者は平成25年4月1日以降3年間、債務者経営学部の特任教員の地位を取得するものといべきである。

第2 保全の必要性

債権者は、現在、債務者を被告として、特任教員Aとしての地位にあることの確認などを求める本案訴訟を準備中であるが、本案訴訟の判決を待っていたのでは、4月1日以後の大学諸行事への参加、経営学部での授業、教育研究活動や研究室の利用もできなくなり、また、特任教員Aとしての基本給、各種手当の支払も受けられなくなる。

よって、本申立に及んだ次第である。

以上

疎明方法

- 1 甲第1号証 特任教員任用規程
- 2 甲第2号証 書籍『VEハンドブック』の一部

- 3 甲第3号証 書籍『サステナビリティの政策と経営』
の一部
- 4 甲第4号証 論文『インターネットショッピングにみ
られるスウェーデンと日本の学生のライフ
スタイルに関する比較研究』
- 5 甲第5号証 特任教員任用資料
- 6 甲第6号証 本学における役職歴
- 7 甲第7号証 3カ年講義計画

附属書類

- 1 甲号証写し 各1通
- 2 現在事項全部証明書 1通
- 3 委任状 1通

当事者目録

〒634-0805 奈良県橿原市地黄町172番2号

債権者 吉 井 康 雄

〒541-0041 大阪市中央区北浜1丁目3番14号 西川三井ビル6
03号室

関川法律事務所（送達場所）

電 話 06（6121）2931

FAX 06（6121）2932

債権者代理人 弁護士 関 川 信 也

〒533-0015 大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号

債務者 学校法人 大阪経済大学

代表者理事長 勝 田 泰 久

吉井康雄の担当科目の推移

※ 大学のシラバスより作成

2012年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
外国書講読Ⅰ(経営学部)	0.5
外国書講読Ⅱ(経営学部)	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	6.5

2011年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
経営学特殊講義(バリューマネジメント論)	0.5
経営学特殊講義(環境経営論)	0.5
外国書講読Ⅱ(英語)	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	6

2009年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営学特殊講義(バリューマネジメント論)	0.5
基礎演習Ⅱ	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	4

※ 2010年度は、国内留学

2008年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営学特殊講義(バリューマネジメント論)	0.5
基礎演習Ⅰ	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	5

2007年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	4.5

2006年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
情報経営学	(1)
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	4.5

2005年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
情報経営学	(1)
基礎演習Ⅱ	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	5.5

2004年

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
情報経営学	(1)
情報経営学	(1)
基礎演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	3

2003年

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
情報管理論	1
情報経営学	(1)
情報経営学	(1)
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	3.5